

法令及び判例ニュース  
(N.º 3-07)

## A.) 法令

I.-

## B.) - 判例

### 1.- 景品は IPI と ICMS の課税対象外

ここ数年間、メーカー(INDUSTRIA)或いは商店が客へ景品(MERCADORIAS DADAS EM BONIFICAÇÃO)を支給した場合、景品相当額は IPI (連邦税) と ICMS(州税)が課税されるのか、意見の対立が発生していた。

納税者は景品相当額は無条件割引(DESCONTO INCONDICIONAL)と同性質のものである視点から課税対象外と判断していた。

一方、連邦納税局と州納税局は景品相当額は無条件割引ではなく、当然課税対象金額と判断し、景品相当額に対する税金未払い摘発と追加徴税を進めていた。

景品の実例として、店先のポスター等に、“オーダーの値段で13個の商品を買える” 或いは、“2個の値段で3個の商品を買える“特別セールへよく使われる販売方式である。この場合、各一個が景品として客へ渡されるが、この景品相当金額が IPI と ICMS の課税対象金額なのか議論されていた。

連邦高等裁判所(TSJ)の、第二法廷 (R.Especial n.º872.365 –JR/2ª T) は IPI について、又第一法廷 (R.Especial n.º688.393-RJ / 1ª T) は ICMS について審議し、租税法典(CTN)の第47に規定により、IPI と ICMS の課税対象額は取引額(VALOR DA OPERAÇÃO)であり、景品の金額は取引金額に既に含まれている。

従って、景品相当額に対する税金未払い摘発、及び追徴税の取立ては不当と納税者へ有利な判決を下した。

### 2.- 業者の社会福祉納入金(CONTRIBUIÇÃO PREVIDENCIÁRIA)の滞納金に対する土木工事主 (DONO DA OBRA)の連帯責任

1991 の (LEI N. 8212)に従い、土木工事主、又は雇主が業者と請負方式で契約し、工事を進めた場合、INSS (社会保険院)は土木工事主又は雇主に対し施工業者の従業員給料に対する納入金の支払い証明書又は完納証明書の提示を要求していた。

関連証明書の提示がないと、土木工事主、或いは雇主に対し、連帯責任の名目で、工事金額の40%を人件費と査定し、同金額に対し INSS は納

入金未払い摘発と追徴納入金の支払いを請求していた。

しかし、連邦高等裁判所(STJ)の第二法廷は前連邦控訴裁判所(TFR)の判例 126に基づき、業者が INSS へ支払う納入金に対する、土木工事主又は雇主の連帯責任は補足責任であり、施工業者又は下請け業者の INSS 向け滞納金の強制取立(EXECUTIVO FISCAL)てより、滞納者の資産を処分した後、滞納金の残金がある場合のみ、土木工事主又は雇主の補足責任が発生するとの判決を下した。(R.Especial n.º 376.072-SC/RDDT 137/200)

尚、法令改正により、今は工事代金の 11%を源泉徴収し、INSS へ支払う方式が採れ、土木工事主又は雇主の連帯責任問題は殆んど発生していない。

### 3.- 交通費の補助(AUXILIO COMBUSTÍVEL E CONDUÇÃO)と個人所得税

多くの企業が従業員の交通費又は自動車燃料費(AUXÍLIO COMBUSTÍVEL)の一部を補助金として支給しているが、大蔵省納税者審議会(CONSELHO DE CONTRIBUINTES)は自動車燃料補助金は賠償金(INDENIZAÇÃO)であり所得ではないと結論を下した。(1º CC – 2ª Câmara / Acórdão 102-47422/RDDT 137/222)

一方、連邦高等裁判所は会社が支給する交通費補助金(AUXÍLIO CONDUÇÃO)は社員が所有する車両を仕事へ使用した場合の費用の払い戻し金であり所得ではないと判決した。(TSJ R.Especial n.º 843.914-RS-1ª T/RDDT/137/222)

S. Paulo, 01/03/2007.  
Flavio Tsuyoshi Oshikiri  
Ohno e Oshikiri Advogados  
Tel.(011) 3068-2053